発議案第３号

健康保険証を残すための意見書について

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大船渡市議会会議規則（平成３年議会規則第１号）第14条第１項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和６年９月26日

提　出　者　大船渡市議会議員　　菅　原　　　実

賛　成　者　大船渡市議会議員　　小　松　則　也

賛　成　者　大船渡市議会議員　　滝　田　松　男

賛　成　者　大船渡市議会議員　　佐　藤　優　子

賛　成　者　大船渡市議会議員　　山　本　和　義

賛　成　者　大船渡市議会議員　　熊　谷　昭　浩

賛　成　者　大船渡市議会議員　　三　浦　　　隆

賛　成　者　大船渡市議会議員　　今　野　善　信

賛　成　者　大船渡市議会議員　　西　風　雅　史

大船渡市議会議長　伊 藤　力 也 様

健康保険証を残すための意見書について

政府は、現行の健康保険証を2024年12月２日以降、発行しないことを決定しています。しかし、この方針は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反する上に、特に高齢者や障がい者に対し申請行為を課して、保健医療を受ける権利を低下させるなどの弊害が懸念されます。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は、保険料を払っているにも関わらず、公的保険診療から遠ざけられる結果にもなります。誤登録や情報漏えい、あるいは資格無効と表示されるなど、マイナンバーカードでの受診によるトラブルも続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。健康保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされる事態にもなりかねないのです。

実例を紹介します。マイナ保健証を健康保険として利用するためには、マイナンバーカードを取得し、デジタル庁が運営する「マイナーポータル」にマイナ保険証を健康保険証登録する必要があり、その際にはパソコンやスマートフォン等を使い、利用証明用電子証明書の暗唱番号の入力が必要です。また、マイナ保険証を利用する際は、カードリーダーによる顔認証か暗証番号で行うが、顔認証がうまくいかない時には、暗証番号入力が必要であり、医療機関受診時には、暗証番号を正確に把握しておく必要があります。マイナ保険証は、現行の健康保険証に比べ、取得・利用のために煩雑な手続きが必要であり、高齢者や障がい者の中にはこれらの手続きを理解することが難しい方もおられます。

岩手県保険医協会が実施した健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、９割以上の施設で「利用者のマイナンバーカードの管理ができない」と回答しています。さらに６割の医療機関で「トラブルがあった」と回答しています。したがって、現状においては、現行健康保険証の廃止は、時期尚早であると考えられます。実際、マイナンバーカードで各種トラブルが生じた場合、現行の健康保険証で対応している現状が見られます。

これらの事から、医療保険制度は国民の生命に直接かかわるものであり、システムや制度は安全、確実なものでなければなりません。すべての国民が安心して医療を受けられるようマイナンバーカードへの一本化を急がずに、現行の健康保険証を当分の間残し、マイナ保健証をめぐるトラブルについて十分調査し、万全な対策を行った中で、健康保険証の廃止に伴う不安を解消するよう強く要望します。

記

１　マイナ保険証に対する国民の不安が払しょくされるまでは、現行の健康保険証を当分の間存続させること。

２　認知症や高齢者、要介護者などデジタル弱者に配慮した制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月 26 日

大船渡市議会

意見書提出先

１　衆議院議長

２　参議院議長

３　内閣総理大臣

４　総務大臣

５　厚生労働大臣

６　デジタル大臣